

平成30年第4回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月11日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 1時58分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中館佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君
教育委員会 教育長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君

病院副院長 三好信之君 市立病院院長 加藤浩美君

農業委員会会長 飛世薫君 農務局局長 武田泰和君

監査委員 吉田博行君 監査事務局局長 穴田義文君

事務局出席者

議会事務局長 千葉靖紀君 議会事務局局長 岡崎浩章君
議会事務副局長 前畑美香君 議会事務局主任 駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

2番 真保 誠議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会本会議の一般質問のトップを受けさせていただきまして、身の引き締まる思いでございます。平成30年最後の定例会となりましたが、本市の基幹産業である1次産業の農作物の収穫も全て終了しましたが、初日の行政報告にもありましたとおり、作況がほぼ全般にわたり平年作を下回って、非常に厳しい出来秋となりました。今後においても早急な救済措置と対策を求められるところだと思います。雪も本格的に降り出しましたし、皆さんもことしから十分気をつけて安全運転を心がけていただきたいと思います。私も冒頭から4質問ということで、皆さんに倦怠感を持たれないように、テンポよく放送事故のないように進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。通告に従いまして一問一答で一般質問を行います。

まず、1つ目です。防災対策についてであります。

本年9月6日午前3時7分に北海道胆振地方中東部を震源とした地震が発生しました。規模はマグニチュード6.7、震源の深さは37キロメートル、最大震度は震度階級で最も高い震度7で、北海道では初めて観測されました。幸い本市は無事でありましたが、被災された地域の皆様には心からお悔やみを申し上げます。また、いまだに仮設住宅でお住まいの方もいらっしゃいます。一日も早い復旧を願うところでございます。

この地震に伴いまして、本市士別地区では、午前3時8分に停電になり、さらに朝日地区が3時25分に停電となりました。各地区の市職員は速やかに登庁し、情報収集を開始されたと聞いております。全道規模の停電で、復旧に時間差はありましたが、9月7日午後10時25分に上士別、大和、川南地区の電力が復旧しまして、市内完全復旧となりました。停電から復旧までの間、市職員の皆さんを初め災害対策にかかわった皆様には心から感謝を申し上げます。

ふだん何事もなく生活している私たちにとって突然の災害は一時的にパニックになります。特にいつ復旧するかわからない停電には市民の皆さんもどう行動すればよいかかわからない方も多かったものと推測されます。加えて、水道がとまるとか、停電の復旧は1週間以上かかるとかの信憑性のない情報も錯綜する中で、情報の共有ができないことでの混乱が見受けられました。通常生活で依存度の高い電気でありますので本当に困りました。ただ、地震の直接被害がなかった本市であります、冬期でなかったことが不幸中の幸いであります。厳冬期でありましたら被害者が出ていた可能性があります。

ほかにも大きな被害がなかった中で、学校が休みなのかどうなのか、病院の外来が受け付けてくれるのかといった情報の通達や共有ができないという市民の声が聞こえてきました。つまり短時間での情報共有や連絡ができなかったということでもあります。

また、防災無線に関しては、市民から屋内では聞こえないとの意見も多く聞かれており、特に北海道の家屋は気密性が高いため、風、雨、雪の影響でほとんど聞こえなくなることが多く、防災無線の用をなしていないのが現状であります。

そこで、防災無線に変わる連絡手段として、防災ラジオの設置の提案でございます。本市近隣の市町村は、ほぼ防災無線か広報車の利用ですけれども、本市に隣接する幌加内町は全戸に光ケーブルをつなげてIP電話を利用した行政情報の通知を行っています。これは平成22年に事業を開始されて、23年から運用を開始したと聞いております。この事業に関しては、インフラ整備に約10億円を投じ、当時総務省の地域通信事業基盤整備での全額国庫補助を受けて実施されたものです。年間維持管理で約1,000万円、今年度買いかえのために約7,700万円を計上されたそうです。ただ、残念なことに停電だと利用ができないために、今回の地震による停電のときは無能だったそうであります。

そこでいろいろ調べた結果、防災ラジオという存在を確認いたしました。防災ラジオは、過去に、若い方はちょっと御存じないかもしれませんが、ポケットベル、ポケベルの電波を利用した非常に電波が強く、1本のアンテナで広範囲を網羅できます。地下にも届くほどの強い電波らしいです。これで各世帯に直接放送が流れますので、正確な情報が伝わって、加えて通常のラジオとしても使用できます。また、停電のときに単三電池3本で3日から4日使用できるそうです。

現在北海道では河西郡の芽室町が利用しております。全国では26自治体、約17万台が利用されており、本市においてのデモは行っておりませんが、整備費はIP電話に比べると比較にならないぐらいの低コストらしいです。防災に関しましては、基本的に自分の体は自分で守ることが大前提でありまして、ただ情報に関しましては行政主導の対策が必要と考えます。よって、このような提案をいたしました。

そこで、今回災害においてクレームやいろいろ要望等が入ってくると思うところが多いと思いますが、加えて感謝の言葉もあると思いますけれども、今後この対策に反映するために、これをやってよかったとかという率先垂範すべきものや現在防犯計画に何か改善するところがあ

るのか、加える対策があるのか、今の防災ラジオの使用も含めまして、御答弁のほどよろしく
お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

真保議員の御質問にお答えいたします。

まず、本年9月に発生した胆振東部地震による停電に際しては、各地区の自治会、自主防災
組織を初めとする団体や関係機関各位から安否確認や非常用電源の確保などさまざまな災害対
応への支援をいただき、心より感謝を申し上げます。特に酪農業等への電源確保や復旧支援に
当たりましては市内事業所の皆様方からも多大なる御支援をいただきました。後日、私から感
謝状を贈呈し、改めてお礼を申し上げる予定でございます。

初めに、防災行政無線の代替手段についてです。

本市の防災行政無線はアナログ電波とデジタル電波を併用した運用をしていますが、アナロ
グ電波についてはその運用期限が2022年11月までのため、新庁舎移転後の2020年度にデジタル
化を進める計画で、国の財政措置などについても検討を進めています。

議員のお話にあった防災ラジオは、通常はラジオとして利用できるもので、ポケベルの電波
帯を受信できる戸別受信機と言われる専用端末です。ポケベル電波は既存のデジタル防災行政
無線と比較した場合、その電波は強力であり、インターネット端末機があればどこでも情報発
信が可能です。

しかしながら、防災ラジオは防災行政無線放送で定期的に動作確認ができる現在の戸別受信
機に比べ、個々の管理状況によっては緊急時速報の受信ができないなどの懸念があります。ま
た、防災ラジオを導入している自治体では、希望する住民にラジオを配付する一方、SNSな
ど複数の手法により情報発信を図っており、全戸に配置し活用している事例は少ない状況です。

次に、整備に係る経費については、計画中の防災行政無線のデジタル化更新では約2億円の
整備費がかかる見込みですが、防災ラジオでは情報の発信を調整する本庁舎の発信局や送信設
備を整備する必要があります。全世帯に防災ラジオを配置するなどの整備費を合計すると3億
円以上の費用が必要となり、さらに運用経費では現在の防災行政無線の年間約170万円に対し
約600万円と3倍以上の経費となる見込みです。また、ラジオの耐用年数はおおむね10年とさ
れ、その更新費用については約1億7,000万円見込まれるなど課題もあります。

こうしたことから、防災ラジオの設置については、災害情報の発信について総合的に検討を
進める中で、調査研究テーマの一つとして取り組みます。

次に、長時間の停電における今後の改善点などについてです。

市役所本庁舎では現状の非常用発電機が小型で供給容量に限りがあることから、非常時には
災害対策業務にのみ供給しています。このため、市民への証明書類の発行システムが稼働でき
ないため、新庁舎においては大型の非常用発電機を整備し、燃料備蓄量についても3日分の確
保を図るものです。

また、停電が長引いたことにより固定電話や携帯電話の中継局のバッテリーが切れ、一部の地域で電話が不通となる状況が発生しました。この対応策として通信事業者から衛星電話を借用したほか、アマチュア無線を設置するなど通信手段を確保しましたが、今回のブラックアウトのような全道的な大規模停電の場合は、通信事業者でも個別に速やかな対応を図ることは困難なため、こうした課題については今後もさらに検証を進めます。

非常用発電機の燃料確保については、特に重要施設への優先的な供給などについて災害時応援協定を締結している士別石油協会などと具体的な協議を進めることで本協定の実効性を高めるとともに、燃料の輸送確保についても関係機関と協議を進めます。

また、SNSなどを通じて、もうすぐ断水となる、大規模な余震が来るなどのデマが流布する状況がありました。こうした誤った情報については、さほっちメーサーなどを用い、その情報が誤りである旨を発信し、また、夜を迎える中で不安な方に向けてLアラートを用いて避難所開設情報などを発信したところです。非常用電源の備蓄にも限りがある中で、停電復旧の情報についても北海道電力などと密接な連携をとって重要施設と情報共有いたしました。

今後は、停電発生時や復旧予定、復旧時の情報について、これまで以上の速やかな情報発信を北海道電力に要請するとともに、市民に対しては速やかで正確な情報収集ができるさほっちメーサーや市広報紙、SNSの利用について周知します。

また、災害時のとるべき行動などについては、引き続き防災訓練の開催や自治会研修会などで周知し、防災や減災に対する意識の高揚と知識の向上を図るとともに、今回の長時間停電を踏まえた中で、冬期間の災害対策として、本市地域防災計画における積雪・寒冷対策計画についても見直しを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 続きまして、2つ目の質問に移ります。合併特例債についてでございます。

平成17年に旧朝日町との合併に伴い、翌年18年度より合併特例債事業が実施されました。既に御承知のとおり、この合併特例債による借入限度額は全体事業費の95%で元利償還金の70%について普通交付税措置がされるというものであります。本市におきましては、合併特例債の全体事業費が59億2,100万円でありますので、起債の限度額は95%の56億2,500万円となります。つまり簡単に言いますと、合併特例債事業を目いっぱい実施しましたら、約56億円の借金を抱えますが、利息を含めた7割についてはその後の年度におきまして普通交付税で戻しますので、実質的には約17億円の借金で済みますよということであります。

そこで、まだ新庁舎は完成しておりませんが、既に終了しました事業を含め、これまでの合併特例債事業の発行額の推移と現在残高、毎年の償還状況、今後の起債活用の見込み、要するに残り枠の使い道につきましてお尋ねいたします。

ところで、本年10月16日の財政状況説明会と11月14日の2019年度予算編成方針の説明会にお

いて市長がお話しされたときの報道記事には、現在及び将来ともに財政状況の悪化が続き、2022年度には公債費がピークとなり、実質公債費比率が18%を超えると見通しされているとありました。これは地方債発行に国の許可が必要とされるというものです。そのような状況の中で、予算編成には理事者並びに本市職員の皆さんには並々ならぬ覚悟と決意が待ち構えていると推察いたします。財政の悪化は直接市民に反映いたします。今回の報道の内容は4年先の見通しですので、非常に流動的と思われませんが、道内ではワーストでのトップクラスになるという事は間違いないものと予想されます。

さらに、実質公債費比率が25%を超えた場合は独自の事業の起債が制限されます。このような危機的な状況の中で、既に終了してしまった事業や必要とされている新庁舎の進捗につきまして意義はありませんが、今後の合併特例債を含めた事業展開について、本市としてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

私が危惧するのは、俗に言われております箱物行政というものが実質的に地元産業を支えていることは事実であり、理解できますが、これが過ぎると今後の士別を担う方々に負の遺産を背負わせるということになるのではないかとということです。本市は平成29年現在で、一般会計、特別会計、企業会計で約378億4,000万円の地方債、すなわち借金を抱えております。これは毎年着実に増えています。債務を痛みなしで減らすということは非常に難しいことであり、私は不可能ではないかと思っております。まちづくり総合計画でも財政の見直しを盛り込んでおりますが、この局面で抜本的な見直しを行うとともに、打開策を投じ健全化を目指してはと思っておりますが、その点も含め御答弁をお願いいたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

合併特例債については、合併後の市町村が合併特例協議会での協議により策定した市町村建設計画に基づく合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備や合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備、総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合といった合併に伴って必要と認められる建設事業に活用できるものです。

お話にあったとおり、本市の場合、合併特例債を活用できる全体事業費は約59億2,000万円であり、事業費の95%となる特例債活用限度額は約56億2,000万円で、元利償還金の70%が普通交付税によって財源措置される制度となっております。

また、当初の発行期限は合併後10年間でしたが、東日本大震災後、2012年に改正特例法が成立し、原則15年間に延長されました。その後、2018年にさらなる改正特例法が成立し、発行期限が原則20年間に延長されたところであります。

そこで、平成29年度までに発行した合併特例債についてですが、上士別南1号線交付金事業に7,060万円、美土里ハイツ整備事業に2億8,800万円、地域交流施設和が舎整備事業に2億6,040万円、環境センター整備事業に11億5,220万円、庁舎整備事業に6,630万円で総額18億

3,750万円を活用いたしました。

また、それぞれの起債の償還等の状況については、返済期間が10年から30年、元金据置期間が2年から5年、金利が年0.03%から2%となっており、29年度元利償還額は6,321万円、29年度末までの元利償還金総額は3億4,841万円となっております。残高は15億4,220万円となっているところであります。

合併特例債の今後の見込みにつきましては、環境センター整備事業の30年度発行額が1億1,200万円、庁舎整備事業の発行見込み額が約28億3,700万円であり、現時点で起債発行可能額は残り約8億3,800万円となっているところであります。今後におきましては、(仮称)まちなか交流プラザ、J R 土別駅舎及び駅前広場の改修について活用する見込みとなっております。

市民サービスの水準確保や防災拠点の整備などの必要性から、近年は環境センターを初め現在建設中の新庁舎など合併特例債を活用した大規模な公共事業が続いたため、2022年度から3カ年程度が元利償還のピークとなる見込みであり、実質公債費比率についても起債発行の許可基準である18%を超える可能性があります。早期健全化基準である25%に達することはない運営が可能であると推計しているところであります。

そういった中で、今後において(仮称)まちなか交流プラザの建設やJ R 土別駅舎及び駅前広場の改修を合併特例債の活用により実施していく考えであります。立地適正化計画や面的な都市整備の観点からも将来の土別市にとって重要な事業であると考えております。大切なのは、しっかりとしたコンセプトと戦略を持つ中で、民間活力の相乗効果も視野に、いかにして効果的に展開していくか、そしてそうした施設・機能と有機的に連携させることで必要とされる市民サービスの質を担保していくかが重要であると考えております。

総合計画及び公共施設マネジメント計画を基本とする公共施設の整備において、起債の役割は将来にわたって利用される公共施設等に対する世代間の公平性を確保することと毎年の財政負担の平準化を図ること、一般財源を補完することにあります。しかしながら、過度な起債の活用は将来世代への大きな負担を残すことになるため、計画的な事業の実施や建設事業の選択が重要で、行財政運営戦略に基づく歳出改革と起債発行額の抑制と中長期的な公債費の縮減を図るため、発生主義の観点も取り入れて、新たに設定した債務償還バランスを指標とする中で、まちづくり総合計画の着実な実施に向けた持続可能な財政基盤の確立を図ってまいります。

以上申し上げて、答弁いたします。(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 真保議員。

○2番(真保 誠君) 再質問いたします。

今回通告には入れておりませんので、経常収支比率については質問いたしません。恐らく同時進行で上昇していくものだと思っています。ただ、今御答弁にありました18%につきまして、これをピークとされるのであれば、その先どういった、流動的なので推移は非常に難しいと思いますけれども、目標値とかは設定されているのでしょうか。

それと、先ほどありました将来的に公平性、平準性、それからほかにつきましてお話しされ

ていましたけれども、これは確かに人口が少なくなっていく上においてはその公平感というのが非常に難しいかと思えます。私が先ほど言った痛みという意味は、本市の支出を減らすということは当然であります、市民に負担を強いる、ましては我慢していただくということが大前提であると思えます。この辺も踏まえまして、あちら立てればこちら立たずという、その両立というのは非常に難しいと思えますが、具体的に実質市の支出を減らすことを大前提とするのであれば、例えば先ほど言いました箱物ではございませぬけれども、非常に財政の予算組みというのは非常に難しいことになると思うんですけれども、先ほどありました目標値18%を超える超えない、その先です。どういった流れで目標値の設定があるのかないか、その辺ちょっとお尋ねしたいのと、両立はならないということでの、市としてのお考えをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 実質公債費比率の目標値というのは、極力低くということでありませぬけれども、今の18%というお話が出ました。これは起債をするときに許可が要するという基準でありますけれども、実質的には平成17年以前は全ての起債については許可制であって、これは一般的な基準のもとに許可をされたということでありませぬ。18%を境として、それを超えた場合には公債費負担適正化計画というのをつくるということを前提として、これはまた一般的な基準によって起債の許可がされていくということであって、25%を超えると一般単独事業債、これらが抑制されるということでありませぬので、決してそこまで行ってはならないという考えであります。

ただ、先ほど18%という話をしましたけれども、これは現在18%近くまで行って、超えるかもしれないという状況でありませぬ、必ず超えるといったような状況ではありませぬ。ただ、これはそのときそのときの情勢にもよりますし、また交付税とかいろいろな環境の変化もありますので、その辺を見据えたときに超えることも想定されるということでありませぬので、適切な財政運営を図っていかなくやならないという考えを持っているところであります。これまでいろいろな財政戦略を立ててきましたけれども、とりあえず10%の前半、15%、14%を超えないようなところで当面は運営していけるような方針を立てていかなくやならないと考えております。

ただ、我々は事業を起こす際に、いろいろな有利な財源というのを探すわけでありませぬけれども、今回は合併によって合併特例債という極めて有利な財源ができたということでありませぬので、この活用期間内に将来の市民の世代にもしっかりと活用できる施設等々、これは安全面でもそうでありませぬけれども、潤いのある生活をしていけるという面でもそうでありませぬけれども、そういったものをしっかりとこの際この特例債を活用していこうということでありませぬので、特例債の期間が決まっておりますので、その期間に事業を集中させるということになりますと一時的に実質公債費比率も上がるということでありませぬ。ただ、やみくもに市債、いわゆる借金を増やせばいいという考えは当然持っておりませぬので、これを長期的な視点でもって

しっかりと管理していきたいという考えであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 続きまして、3つ目の質問にまいります。生活保護受給者並びに自立支援ということにつきまして質問いたします。

厚生労働省は本年9月に、全国で生活保護を受けている世帯数は6月の時点で163万6,327世帯、受給者数209万8,790人となったことを明らかにしました。中でも世帯別では、一時的な保護停止を除き、65歳以上の高齢者世帯が87万9,804世帯で、このうちひとり暮らしの単身世帯は80万2,032世帯、保護率つまり人口に対する生活保護受給者の世帯の割合であります、1.66%でありました。北海道は保護率で2017年2月時点で都道府県の中では大阪の3.11%に次いで2番目の3.08%であります。特に道南の市町村の保護率は高いようであります。全国的に高齢者の世帯が増えている傾向にあるようです。高い順で比較しますと、政令指定都市では札幌市が大阪市の5.34%に続いて3.78%で全国2位、中核市では函館市が4.60%で全国1位、旭川市が3.89%で全国5位となっております。

本市において、この数年、生活保護世帯並びに受給者はどのように推移されているのか、また、自立支援の対応のできた世帯または受給者がいらっしゃるかどうかをお尋ねしたいと思います。

ところで、憲法第25条に全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うことで、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的として生活保護は行われております。弱者救済は日本のみならず世界的なモラルであります。しかし、その救済に便乗し、受給者から詐欺行為でお金を奪ったり盗んだりする犯罪も昨今増えてきました。加えて、減少傾向であります、故意による不正受給者がいるのも事実であります。ただ、この不正受給という言葉は非常に聞こえが悪いものであります。判断基準がどこにあるということとはすごく難しいのであります、故意なのか故意でないのか、また虚偽なのか虚偽でないのかというところが私はその点だと思っております。

担当の方、特にケースワーカーの方は大変な業務だと察します。ケースワーカーの仕事は、まず担当する生活保護世帯と信頼関係を築いて、自立助長のためのパートナーとして支援にかかわることであり、相談援助の基本だと言われております。そこで、このケースワーカーについてですが、現在3名体制とお聞きしておりますけれども、人数的に不足ではないのでしょうか。私は非常にデリケートでかつプライベートな話でありますので、時間のかかる仕事だと思いますし、ケースワーカーをもっと増員して、より細やかな目配り、気配り、それからチェック体制と自立支援の強化をしたほうがよいのかと考えますが、いかがでしょうか。

また、ケースワーカーを初めとする対人援助職は人の人生や命にかかわる重要な職種でかつ極めて高い専門性が必要とされる職種です。今後さらなる充実のために、先ほどの体制強化とか指導プランとかがありましたら、ぜひお伺いしたいと思います。

また、これも先に述べましたけれども、本市において故意による不正受給の実績、それから受給者からの自立支援を含めて不正受給があったのかどうかという事実と、また、不正受給を排除する対策を講じておられるのかをお尋ねしたいと思います。

よろしく願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、本市における近年の生活保護の動向についてです。

平成24年度の世帯数208世帯、受給者数296人、保護率1.39%をピークに以降減少傾向となり、直近の3カ年で申し上げますと、27年度におきましては194世帯、254人、保護率1.25%、28年度は180世帯、233人、保護率1.18%、29年度は172世帯、218人、保護率1.12%と減少し、30年11月末現在におきましては、世帯数168世帯、受給者数215人、保護率1.13%となっており、昨年度と比べると横ばいで推移しています。

また、自立支援ということがございますけれども、廃止ということ、就労による収入増による廃止につきましては、27年度で6件、28年度で4件、29年度で5件ということになってございます。

次に、ケースワーカーの人員体制についてです。

現在、本市において生活保護業務に従事する職員は査察指導員1人、ケースワーカー3人となっています。ケースワーカーの定数については社会福祉法にその標準数が定められており、市が設置する福祉事務所においては、生活保護受給世帯が240世帯以下であれば3人、以降80世帯を増すごとに1人を加えた数とされています。本市における生活保護受給世帯は現在168世帯であることから、世帯数から見てもケースワーカー数は充足されている状況です。

また、生活保護の査察指導員及びケースワーカーは社会福祉主事の任用資格を有する職員がその業務に当たっています。支援に当たっては、生活保護制度はもとよりさまざまな法制度を活用することから、多くの行政サービス、法制度を熟知する必要があるため、定期的な職場研修を初め、配属1、2年目には北海道が開催する査察指導員研修やケースワーカー研修を受講しているほか、上川、留萌、宗谷管内の市及び振興局の福祉事務所で毎年開催する援助方策検討会等によりスキルアップを図っているところです。

また、ケースワーカーは対象世帯の自立を支援することが重要な業務であり、家庭内における日常生活の自立、社会的なかかわりを回復維持していく社会的自立、そして就労等による経済的自立の3つの自立を基本とする援助の方針を立て、個々の世帯に必要な支援を行っています。その中で、それぞれの世帯にはさまざまな課題もあることから、時には対応に苦慮する場面もあり、そのような場合には査察指導員がケースワーカーへのアドバイスや指導を行うとともに、場合によっては被保護者宅への訪問に同行するなどのフォロー体制をとっているほか、より複雑な課題があった際には管理職を含めたケース会議を開催し、市としての統一的な見解や方向性を定め、支援に当たっています。

最後に、本市における不正受給の状況についてです。いわゆる不正受給の取り扱いとされる生活保護法第78条の適用により費用徴収となった件数と徴収額について直近3カ年で申し上げますと、27年度では7件で103万9,088円、28年度は15件で90万3,649円、29年度は12件で33万4,462円となっています。費用徴収の決定に関しましては、管理職を含めたケース診断会議を経て判断をしていますが、いずれも収入の申告漏れや申告の遅延などによるものであり、悪質な不正受給に当たるケースはなかったものであります。

不正受給に対する対策といたしましては、生活保護の申請時には申請者からの十分な聞き取りや訪問調査のほか、生活保護法に基づき金融機関への預金調査や保険会社への保険加入状況の照会など資産の保有状況を確認した上で審査を行い生活保護開始の可否を決定しており、保護開始の際には市が作成している保護のしおりを用いて収入申告を含む生活保護の制度についての十分な説明を行っています。

また、保護開始後には、世帯ごとの援助方針に基づく訪問計画を作成し、ケースワーカーが計画的に訪問指導を行っています。複数年保護を継続されている方に対しましても、訪問指導の際に最低でも年1回、改めて保護開始時同様に保護のしおりを用いて制度説明を行っています。

さらに、毎年度実施している課税調査により、受給者の前年収入と収入申告額を突合し、差異が生じた際には、受給者に内容確認の上でケース診断会議により不正受給に該当するか適正に判断しているところです。なお、多く支給していた保護費の費用徴収が決定した際にも、受給者に対し、費用徴収に係る決定通知を手渡すとともに改めて制度説明を行い、再発防止に努めているところです。

生活保護は、最後のセーフティネットであり、今後も生活保護を必要としている方が適正に保護を受給できるよう、民生委員、児童委員や生活困窮者相談員、町内の関係機関との連携を図る中、取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 再質問させていただきます。

ケースワーカーの仕事ぶりが非常にきつくて、なり手がいないだとか、それからその仕事の内容が非常に多いという声が聞かれているとネットで調べた結果出ております。先ほど御答弁にありました調査に関しましても、例えば私の認識するところであれば、訪問調査等はそれこそ1カ月に1回から1年に1回という形でされております。その中でも訪問格付というのがあって、例えば家に住んでいる方とそれから病院施設にいる方では調査の方法、格付が違っているようではあります。この辺の訪問の格付については本市のほうではされているのかどうか、それからまたそのチェックにつきましては、要するにどの分野でチェックされて、先ほどありました訪問計画等はあると思うんですけれども、この訪問計画が実際に訪問格付と合っているかどうかということのチェックです。この辺を実際されていると思うんですけれども、

御返答いただければと思います。

また、その中にあります私の認識の中では1カ月、それから2カ月、3カ月から4カ月、6カ月、1年に各1回ずつやるという、6種類の調査の回数が分類されておりますけれども、この辺の分類につきましてもどの程度の分類で、各市町村では違うと思うんですけれども、この辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

ケースワーカーの業務については、先ほど答弁申し上げましたとおり、これは社会福祉法の中で決まっている基準でもっての体制で行っているということで、あくまでも生活保護の法定受託事務という中で、しっかりケースに合った訪問回数、これを決定して訪問を指導していくということになってございます。

それで、保護申請があった際には、先ほどの調査の上、可否を決定するわけですが、これについては、福祉事務所としての決定、市としての決定ということですので、当然査察指導員ほか管理職を含めた中でしっかり決定をし、またその訪問格付についても、今お話がありましたように、毎月訪問する、3カ月に1回訪問する、または年に1回訪問する、これはさまざまな状況に応じて、市として、福祉事務所としてしっかりと決定をし、また、見直す場合、状況が変わりますとその都度ケース診断会議、この中で決定していくということですので、1人のケースワーカーが全て責任を負って行っていくという体制ではありませんで、組織としてしっかり適正な保護の運用を行っているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 最後の質問でございます。市内の幼児・児童に対する英語教育につきまして質問させていただきます。

英語特区それから英語教育推進特区ということは皆さん御存じでしょうか。文部科学省が認定するもので、英語教育に特化した認可であります。この特区申請を受けると、特別な教育課程の編成が可能になってきます。例えば保育所、幼稚園からの英語教育ができたり、小中一貫で英語教育ができたりします。これは、群馬県太田市が2005年4月に初認可を受けたのを皮切りに全国でかなりの自治体の認可がされておまして、ほとんどの目的は若年齢からの英語教育による国際的な人材育成であります。中には、まちおこしで取り組んでいる自治体もあります。

現在、文部科学省の指導要領での学校教育を行っている自治体がほとんどですが、これからいろいろな意味で世界基準である英語が強化されていくことは否めません。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを初め国際交流や訪日外国人旅行者いわゆるインバウンドの誘致促進に向け、地域の英語力の底上げを目指す自治体はいち早く認可を受け、英語教育に力を注いでいるようであります。

北海道への観光旅行者や本市においても国際的な合宿の里として、まだ確定ではありませんけれども、冬季札幌オリンピック・パラリンピックに向けてホストタウンとなることも考えられないことではありません。本市は観光といった点では若干の引けをとる部分もありますけれども、国際交流や合宿を通じた外国人の本市への訪問の観点では決して少ないものではないでしょう。また、ALT、AETといった外国人講師も長年にわたり協力いただいているわけですし、英語教育の基盤は既にでき上がっているものと思います。

本市を訪れる外国人が全て英語を母国語としているわけではありませんが、先ほど述べたとおり、英語が世界基準となっていることは事実であり、子供たちが将来、地元にとどまる子、または本市から羽ばたいていく子、そしてまた本市に戻って来られる子、いろいろな子供たちがおります。いずれにしても、我々のように、我々というか私ですが、脳が固まっておりまして日本語もよくわからなくなっている前に、ひとつ吸収力の早い柔軟な脳を持ち合わせている子供たち、幼児から全ての教育にしていけることが理想ではないかと思えます。

ただ、教育の急激な変化がよいものとは思いません。教育を支えて指導されているスタッフの力なくして遂行できるものではありませんし、逆に教える側の方たちが戸惑い、苦勞されるかもしれません。ですから、急がず、焦らず、準備することが必要かと思えます。そのためにもし早く準備から始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに、私が英語特区を知る機会になった自治体は、町営の無料の英語塾を開設して、小学生から中学2年生まで教えております。もちろん英語特区の認定を受けて、これをまちおこしの一環として行い、町外からの移住者を増やしている状況であります。今後もこの認可申請は全国的に増えていくと予想されます。新指導要領では小学校3年生から、このたび授業で英語が取り入れられるようですが、文部科学省も英語教育に非常に拍車をかけてまいっております。

今後、本市としての英語教育に何か特化した計画はお持ちでしょうか。また、外国人講師の生きた英語を子供たちに伝える具体的なお考えをお尋ねし、最後の質問にいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

日本を訪れる外国人観光客の増加やオリンピック・パラリンピックなどの国際的イベントの開催を控えていることもさることながら、あらゆる分野でのグローバル化が進展する中において、国際的な視点や対応が一層求められており、コミュニケーションツールとして不可欠な言語、特に英語の重要性がますます高まっているところです。

真保議員からお話のあった特区は、もともとは第1次小泉内閣時代に規制緩和政策の一環として進められた構造改革特区が、その後特定の区域から全国に拡大された事例の一つであります。その認可第1号となったのが、くしくも群馬県太田市の外国語教育特区であり、内容としては小学校から高校の授業で、国語など一部の教科を除き全て英語で行うという構想でした。

この構想を実現するためには、学習指導要領によらない教育課程を組むことが必要であったため、特区申請をし、教育課程の特例として認可を得たものです。その後、平成20年3月からは教育課程特例校制度として全国展開され、今日に至っています。

この制度の具体的な内容としては、市町村教育委員会等が地域の実情に応じ、より効果的な教育を行うために編成した特別の教育課程を文部科学省が審査し、内容や必要性が認められた場合に指定されるもので、英語以外にも言葉やふるさと教育に特化した教育課程も認められているところです。現在、多くの学校では国が定める学習指導要領に準じて教育課程を編成していますが、特に英語に特化した特別の教育課程を編成する場合には他の教科を含めた授業時数の見直しが必要となります。29年3月に公示された新学習指導要領は、小学校では2020年度から本格実施されることになっていますが、今回の改定ではこれまで各地で英語教育特区などとして取り組まれてきた成果も反映されているものと考えています。具体的には、これまで高学年で取り組んでいた外国語活動を3、4年生で行い、高学年には新たに外国語科を導入することで、当面英語教育のさらなる充実を図る内容となっています。

本市では、外国語指導助手、いわゆるALTとして、ゴールバーン・マルワリー市からアレクサンドラ・モウブレイさんを任用し、現在合計3名のALTが各学校を巡回、新たな指導要領に対応した授業を行っているところです。あわせて、外国語を指導する小学校教員の指導力向上を図るため、独自の研修も実施してきています。

特別の教育課程を編成し、特例校としての指定を受けるには、その地域や学校で学習指導要領に相当する教育課程を策定する必要があり、具体的に何をを目指すのかを明確にし、その目標達成に向けては全市的な意思統一を行った上での手続も必要となります。こうした中で、まずは新学習指導要領に基づき、外国語活動や外国語科の着実な推進に努め、他の地域の取り組みなども参考としながら、外国語教育の充実を図っていくことが望ましいと考えています。また、就学前の幼児や小学校低学年の児童に対しては、例えば図書館で開催しているENGLISH DAYなどにおいてALTと直接触れ合う機会を設けており、こうした機会の拡大にも努めていきたいと考えているところです。

このように、今後も外国語に触れる機会や外国人との交流を通じ、子供たちが楽しみながら生きた外国語を学び、国際理解や多様性の理解につながる取り組みを進めていく考えです。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 14番 十河剛志議員。

○14番（十河剛志君）（登壇） 平成30年第4回定例会に当たり、通告に従い、一問一答で質問を行います。

1項目めは、移住促進と定住について質問いたします。

私たち総務産業常任委員会では、11月14日から17日にかけて、島根県安来市と奥出雲町の2カ所で道外行政視察を行ってまいりました。奥出雲町では移住・定住について視察を行い、奥出雲町まち・ひと・しごとセンター奥サポを視察させていただきましたが、移住や定住に関する

資料の多さに驚き、移住・定住について町の強い熱意が感じられました。

奥出雲町は島根県の東南端に位置する山に囲まれた里山の町で、総面積約368平方キロメートル、人口1万2,787人、世帯数4,743世帯、高齢化率41.96%、奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観で有名な町です。奥出雲町は30年前1万8,706人だった人口が約3割減り、現在1万2,787人です。22年後の2040年には8,067人と予想されており、今後30年で約4割減少すると予想されています。高齢化率も30年前は18%だったが現在は41.96%で、22年後の2040年には49%と予想されています。

そこで奥出雲町では人口減少や少子高齢化を進めないための施策として4つの柱を立て取り組んでおります。1つ目は、島根県内でもトップクラスの子育て支援とふるさと教育として全町幼児園化、結婚・子育てコンシェルジュの創設、中学生までの医療費無料化、島根留学、横田高校魅力化などです。2つ目は、定住・U I ターンで暮らしたい、働きたい、チャレンジしたいをサポートして、島根県と連携した情報発信、まち・ひと・しごとセンター奥サポ、お試し暮らし体験、お試し奥出雲、オーダーメイド型の体験プランも実施しております。また、地域おこし協力隊との連携活動を行っております。3つ目は、仕事づくりで奥出雲ブランド、人材育成として地域リーダーの育成、起業・創業支援、戦略的な企業誘致、地域資源を生かす取り組みを行っています。4つ目は、地域づくりで自然と共生する地域づくり。協働のまちづくりを実践しています。

奥出雲町の取り組みで、まちおこし協力隊の取り組みについては後日、渡辺議員が質問しますので、私はまち・ひと・しごとセンター奥サポについて質問したいと思います。

奥サポは、移住・定住において欠かすことができない住まい、仕事のサポートや移住後の人づくりのサポートをワンストップで行う場所です。宿泊・飲食の複合施設の中に開設しており、町内外から、立ち寄りしたい、訪れたい、相談したいと思われる場所に地域おこし協力隊と職員で運営を行っています。本市でも移住を推進していく上でサポートの拠点は必要だと考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

次に、住まいサポートとして、空き家活用定住住宅整備事業で空き家を町が買い取り、リフォームをして移住者などに貸し出す事業や、空き家片付け支援補助金、親元へ住もう補助金など移住者に対する手厚い住まいのサポートをしています。平成28年第1回定例会でも子育て政策の充実と移住促進事業について質問していますが、そのときの質問でも島根県の浜田市と邑南町の先進的な取り組みを紹介してもらいました。島根県全体が移住に対し積極的な取り組みをしています。

人口減少、少子高齢化は、本市も奥出雲町も抱える課題は同じだと思います。本市でも、学校やスーパー、コンビニなどが近くにあり、移住を考える人が住みたくなるような短期移住、体験住宅を、あいている市営住宅や教員住宅などを活用して用意することはできないのでしょうか。

あわせて、人が減り、高齢化による活力低下が顕著な地域の高齢単身世帯や交通や病院、買

い物に不便な地域の高齢者世帯の方々が冬期間だけでも住めるような住居がこれから必要になってくると考えます。二地域居住に使える住宅の整備をしてはいかががかと思います。本市のお考えをお聞かせください。

次に、お隣の名寄市では、名寄市移住促進協議会と下川町産業活性化支援機構が共同で移住希望者に地域の魅力、ライフスタイルを発信するツアー「くらす あそぶ しごとする～新しい暮らし、見つかる名寄&下川お試しツアー～」を行いました。参加者は東京で開催された交流イベントE Z O SHOWや北海道移住促進協議会の北海道mini暮らしフェアなど移住イベントでPRを行い、札幌、東京、新潟、愛知、千葉などから地方移住の関心のある20代から40代の9名が参加したと新聞に掲載されておりました。移住に対し積極的に活動しています。

平成28年に質問した際、移住情報提供サイトへの登録をしていただきましたが、本市のページを拝見しても魅力が感じられません。もっと見る方の心を動かすような掲載をしてほしいと思います。各市町村が同じ課題を抱える中で、本市でも移住促進に対し積極的に取り組む必要があると思いますので、お考えをお聞かせください。

移住してこられる方は、長年住みなれた土地を離れ、新しい場所に住まいを移すことはとても不安で勇気が要り、大きな決断に違いありません。そんな方々の思いや環境、将来に対する考え、理想や夢をかなえてあげられるような政策をしていただきたいと思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

初めに、移住促進のサポート拠点についてです。

人口減少が進む中であって、移住や定住の取り組みは本市にとって大きな政策課題であると考えており、さきの第3回定例会でも西川議員の御質問に対し、移住・定住の担当部署の強化について、機構改革も含めて総合的に検討を進めるとお答えしたところです。移住政策を推進する上では、本市の魅力を伝える情報発信や移住に興味がある方へ情報を届ける広報活動に加えて、実際に移住を検討している方に対して、仕事や住まい、子育て、買い物、医療など、生活全般にかかわる総合的な相談窓口、さらには移住後の生活や悩みをサポートする仕組みが必要であると考えます。新年度では、特に仕事や住まいなどに関係する団体や企業と連携する中で受け入れ態勢を強化し、トータルで移住を支える拠点としての総合相談窓口、仮称ですけれども、移住ナビデスクの設置を検討しているところです。

次に、短期移住体験住宅についてです。

本市では体験住宅を平成21年に朝日地区で2棟、24年と25年には上士別地区に1棟2室を整備し、ちょい田舎暮らしを実施してきましたが、老朽化に伴って上士別地区の住宅を今年度廃止し、現在は朝日地区のみとなっています。これまで体験住宅利用者で2地域居住に結びついた事例があるものの、移住につながった事例はないところです。先般の新聞報道では、道内の事例として観光旅行などでホテルがわりに利用されている事例も多く見られ、体験住宅を廃止している市町村もある一方で、地域ぐるみで受け入れ環境を整え、着実に移住者を増やしてい

る事例もあるとされてきました。

本市では現在、中央地区に体験住宅の整備を検討しているものの、移住につなげていくためにはさらに複合的な取り組みを進めることが必要であると存じます。今後は移住ナビデスクが中心となって事業を再構築し、仕事と結びつく体験利用など、より具体的に移住を考えている方を対象として、本市での生活をイメージし、移住前の不安や問題を解消することで安心して暮らせるまちの魅力を伝えるよう、見直しを図ってまいります。

また、現在空きのある市営住宅を移住体験や冬期間の二地域居住に活用することは制度上難しいことから、用途廃止された教員住宅などの活用もあわせて検討を進めます。市内の農村地域などに住まれる高齢の方が、除雪や通院、買い物などで生活に不便や不安を感じるため、冬期間のみ市街地区に居住する住宅を希望される場合は空き家バンクなどの住宅情報を提供するほか、除雪サービスの活用や地域住民による見守り、助け合いなどの環境づくりにより、住みなれた地域で暮らし続けていただくことも定住策の一つと考えます。

最後に、移住への取り組みについての考えです。

本市では、人口ビジョンよりも増して人口減少が進み、移住定住への取り組みは喫緊の課題であることから、まち・ひと・しごと創生総合戦略においてもまちの個性である農業と合宿を柱にした取り組みを進めているところです。移住推進に向けてはこうしたまちの個性を生かしつつ、これまで力を注いできた子育てや健康長寿などの福祉の充実に加え、教育環境や医療などがコンパクトにまとまっている暮らしやすさを移住情報サイトなどで広くアピールする必要があると考えています。

新年度では、移住定住の総合的な施策の一つとして移住者などが利用できる施策をパッケージとしてまとめていくとともに、仕事と住まいの情報を加えた中で、より見やすく、わかりやすい周知に努め、移住者の増加に向けて取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 十河議員。

○14番（十河剛志君） 1点ちょっとお伺いいたします。

仮称ナビデスクについてですが、まだ決まっていないかもしれませんが、ここにどういう人材がつくのか。先ほど御紹介したところでありますと、まちおこし協力隊を、まちの外から入ってきた人間をそのサポート体制に入れるというのは必要なことだと思うんです。基本的に市内にずっと住んでいる方より、やはり外を経験した方のほうが来る方にとって相談しやすいというか、その人の立場になりやすいと思うんですけれども、そのナビデスクの体制をどのように考えているか、お知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 十河議員の再質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊、今、士別の活動をしているのでありますが、そのお一人は北部地区の事務局長に今度就任するというので、非常に活発に活動していただいております。ことしも

約50人ほど士別に集まりまして、その研修会が開催されました。その方が中心になって頑張っていたらいい。私もそこに行って御挨拶をしたのでありますが、そういった意味では、移住をしていただくことはもちろんでありますけれども、いろいろな情報を共有しながら連携をとることは重要であります。そのことも視野に入れていきます。

それと、この移住ナビデスクであります。先ほど申し上げたとおり、当面は来年4月に機構改革をしっかりと行って、本腰を入れて移住者を呼び込むと、そういう取り組みをしていきたいということで、まずは職員体制を充実しようと思っています。

それともう一つは情報の発信です。これも先ほど申し上げた答弁の内容どおりであります。例えば今ミスマッチングが起きているんです。例えば士別の福祉施設であれば、募集しているのですが、働く方が非常に少ないがために空き室になっていると、しかしながらそこには希望者が手を挙げて待っていると、こういう状況でございます。ですから、そういったミスマッチングをなくすためにも、こちらの発信力もしっかり高めながら、そういった福祉行政関係の方だとか、あるいは農業者だとか、そういった方々も含めて、これは地方創生でもやっていますので、農業は非常に魅力があって、働く力、稼ぐ力を持っていますので、そういったところも含めてこのナビデスクをしっかりと活用しながら充実をして進めてまいりたいと、このように考えているところです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 十河議員。

○14番（十河剛志君）（登壇） 続きまして、2項目めの協働のまちづくりについて質問いたします。

先月、総務産業常任委員会の道外行政視察の後、滋賀県の全国市町村国際文化研修所で行われた市町村議会議員特別セミナーに対話による協働のまちづくりと題して、前牧之原市長、西原茂樹さんの講演があることを知り、参加してまいりました。以前、市民との対話による協働のまちづくりの先進地として、石破茂元地方創生担当大臣が牧之原市を見習ってほしいと推奨したことで対話による協働のまちづくりの取り組みが全国に認知されました。西原氏によると、市長選挙ではマニフェストの基本方針の1番目に市民参画と協働の推進を掲げ当選し、市長当選後、市民との対話の場として、フォーラム牧之原を設置し、一般公募で市民100名が7つのテーマについてグループごとに議論したが、持論を演説する人や市を批判し続ける人が目立ち、参加者が減り、失敗したとのことでした。考え方は間違っていないがやり方が間違っていたと気づき、そんなとき出会った言葉がファシリテーションだったそうです。

ファシリテーションは、合意形成や相互理解を支援する効果、効率的な運営と訳されることが多く、公平な立場でその場の合意形成を支援するファシリテーターがつかさどる会議は、討論より対話を重視するものと教わったそうです。西原氏は、会議というものは討論するものだと考えていたが、そうではなく、会議というものは対話、相手の話を聞くことと教わったと言っておりました。それを導くファシリテーターにはそれなりのスキルが必要であるので、牧之原市は2年間かけて市民にまちづくり協働ファシリテーター養成講座を開催し、37名の市民フ

ファシリテーターが誕生しました。

ただ、講座で学んだことを実践するには経験が必要となるので、男女共同参画と生涯学習にかかわる計画策定をきっかけにワークショップ形式による市民主体の討論会、男女協働サロンを開き、サロンでは、自分ばかり話さない、頭から否定しない、楽しい雰囲気大切にすることをルールとして、市民ファシリテーターが司会進行を担当し、回を重ねるごとにスキルが向上していき、市民も積極的にまちづくりにかかわろうという意識が醸成されたと感じています。市民が直接ステークホルダーとなるような政策、市民にとって重要な暮らし、生命、財産に関する政策については、市民との対話による意思決定が重要であり、また、効果を上げることができています。津波防災まちづくり計画や公共施設マネジメント計画でも成果を上げています。

今回の西原氏の講演を聞き、ファシリテーターの必要性を強く感じるとともに、本市の地域政策懇談会や各種審議会、各委員会などが形骸化してきてはいないか考えさせられました。

また、先日、12月1日、札幌で日本ファシリテーション協会の北海道支部の定例会が開催することを知り、見学のつもりで参加しましたが、定例会には会社員や学生、主婦など幅広い層の20名ほどが参加され、お互いがペアになり、北海道胆振東部地震のときのことを、相手の話を3分間聞き、1分でまとめ、1分で紹介するという研修や言われたことをホワイトボードなどに書き写す板書などの実践を行い、3.11や熊本地震、九州北部豪雨災害などでファシリテーターの活動や課題などを紹介して、2時間の研修が終了しました。

牧野市長は3期目の市政運営での政治姿勢や政治理念は、ガラス張りの市政、市民が主役の市政と述べられておりますし、基本姿勢では、対話、調和、市民の輪を理念としながら、まちを元気にするために邁進してまいりますと述べられております。本市でもファシリテーションの考えを各種会議等に取り入れるとともに、ファシリテーターの養成を進める必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

協働とは、行政と住民のそれぞれの主体性と自発性のもと、お互いの特性を尊重し、対等な立場で共通の目的を達成するために協力するということと考えますが、本市の今後の協働のまちづくりに対するお考えをお聞きし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

十河議員お話しのとおり、多くの人々がかかわる会議などにおいて、参加者が主体的に参画し、共通の目標や課題の解決策をより効率的に導き出すには、ファシリテーションの手法が有効であると存じます。

本年3月に策定したまちづくり総合計画の地区別計画の策定に当たっては、ワークショップを運営する地域担当職員がファシリテーション技法の一つである相手の意見を否定しないことや話し合う内容をあらかじめ理解してからスタートするなどの意識を共有し、より参加者が意見を出しやすい環境を整え、地域の皆さんでつくり上げていただきました。

一方で、多様な意見の合意形成を図りつつ、参加者の納得度と成果を両立するために有効な

手段であるとともに、会議のテーマによってはこの手法が向かない場合もあることから、それぞれの目的に応じて、主催者が最善の方法をとる必要があるものと考えます。

本年10月から取り組んでいる会議改革ルールでは、会議の目的の共有や成果の明確化を求めているほか、クイックミーティングなど多様な会議形式を取り入れるものとなっており、今後はこのルールに基づき、より円滑で活発な会議運営を行うよう、ファシリテーションについても市民参画に向けた研修や自己研さんの促進などについてさらに検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 5番 佐藤 正議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 通告どおり質問をさせていただきます。

胆振東部地震における本市の被害状況についてお伺いいたします。

9月6日早朝に起きた地震で、本市も震度3の揺れを感じました。停電のため、テレビも電話も使えず、唯一携帯ラジオだけが情報源でありました。丸一日不自由な生活を強いられました。本市の情報はほとんど入ってこない、水は大丈夫だろうか、電気、電話はいつになったら復旧するのだろうかと不安でいっぱいでありました。一部の市営住宅では水をくみ上げられなくなり、市の発電機で対応をしたという状況があったそうです。一番被害を受けたのは、どこなのでしょう。酪農家ではないでしょうか。搾乳はできたとしても冷やせないため、78トンも廃棄処分したということです。小売店はどうでしょうか。廃棄した食料品はなかったのでしょうか。飲食店、娯楽施設、ガソリンスタンド等々、どれくらいの被害を受けたのか、市ではどのように把握しているのか、お聞きしたいと思います。

また、この停電による被害の補償についてはどのように考えているのでしょうか。ある山間部の高齢者の方は、情報が全く入ってこないため、電気はいつつくのか、水はとまらないのか、電話はいつ通じるのか、不安を感じていたそうです。山間部なのでラジオの受信状況も悪く、午後から市の広報車が回ってきましたが、音量が小さく、何を話しているのか聞き取れず、すぐに走り去ったということです。私のところにも市の広報車が回ってきましたが、ほとんど家の中では聞き取れない状況でありました。非常時の防災無線が使えないときの広報車のあり方も検討しなくてはならないと思います。この間、市がとった対応には問題がなかったのでしょうか。検証する必要があると思います。

当市の洪水ハザードマップに記載されている避難場所は公共施設や学校になっていますが、もしその避難場所が浸水して使えなくなった場合、どこに避難すればよいのか検討が必要だと思います。昨今の大規模災害の頻発を踏まえて、本市の対応が現状のままでよいのかを検証し、地域防災計画や防災ハザードマップなどの見直しも必要だと思います。天塩川や剣淵川が氾濫しなければ大丈夫だと思いますが、今回のブラックアウトも想定外と言われていますが、最近想定外のことがあちこちで起こっております。50年に1度、100年に1度の災害に対応した防災計画が必要だと思います。

10月13日に本市において北海道と合同の防災訓練が実施されました。私も参加させてもらい

ましたが、大変参考になりました。訓練だから慌てず落ちついて行動ができましたが、実際起こったら、想像もできないような混乱になるのではないかと感じてきたところでございます。

(降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、胆振東部地震における本市の被害状況と補償についてです。

本市では、人的被害や建物などの被害は発生しなかったところですが、議員お話しのとおり、酪農業においては、長時間の停電により生乳を廃棄するなどの被害が発生し、廃棄量は約78トン、被害金額は約780万円となっています。

農作物被害については、JA北ひびきでは、予冷庫に保管していたブロッコリーなどを別の場所に移すなどの対応をされ被害を防いだとお聞きしていますが、地震発生当日の作物集荷ができなかったことなどにより各農家が廃棄した野菜等の被害については把握できておりません。

また、飲食店を初めとする民間企業等の被害状況についても把握し切れていないところですが、指定管理施設である翠月やサイクリングターミナルなどにおいて、宿泊のキャンセルなどにより約150万円の影響があったところです。

これらに対する損害について総合的な補償制度はありませんが、酪農を含む畜産業の被害に対しては国や道の助成制度により補償され、また、民間企業等の損害に対しては、地震により経営に影響を受けた者に対する道の運転資金融資制度が活用されているところです。

次に、広報車のあり方の検証についてです。

広報車は周知する範囲が限定されている場合において有効な情報伝達手段であることから、今回の停電に際しても臨時開設した給水所情報などをお知らせしたところです。しかしながら、風向きなど気象条件や周知内容により伝わりづらい部分もあることから、今後においても引き続き広報車運用について改善を図るとともに、防災行政無線やLアラートを活用したテレビのデータ情報のほか、さほっちメール、フェイスブックを初めとするSNSの有効活用についてなど情報伝達手段の総合的な検討を進めてまいります。

次に、洪水ハザードマップや地域防災計画の見直しについてです。

現在の洪水ハザードマップについては、天塩川は100年に1度、剣淵川、温根別川、犬牛別川は50年に1度の降雨を想定した洪水・浸水想定区域データをもとに平成24年に作成しました。27年の水防法等の一部改正する法律の施行によって、洪水・浸水想定区域の取り扱いが想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡大され、想定区域の設定基準となる降雨が1,000年に1度の降雨量に見直されたところです。これを受けて、29年度には天塩川、剣淵川の新たな洪水・浸水想定区域データが公表され、温根別川、犬牛別川についても年内に公表される予定のほか、タヨロマ川など26の道管理河川の想定区域も見直されるとともに、新たな土砂災害警戒区域の指定も予定されていることから、これら最新の情報を掲載した新たなハザードマップの作成を進めています。また、前回よりも想定区域が拡大するため、指定避難場所などの見直

しも必要であり、その選定に当たってはより実態に即したものになるよう検討を進めています。

地域防災計画についても前回の修正から4年を経過していることから、関係法令の改正に伴う修正点を初め、新洪水ハザードマップに掲載する新たな土砂災害警戒区域や指定避難場所等についても地域防災計画との整合を図る必要があり、計画修正に向けて、防災会議の開催など必要な手続と調整を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 次に、敬老バス乗車証交付事業についてお聞きいたします。

本市では、長年にわたって社会の発展に寄与されてきた高齢者の皆様に敬老の意を表するとともに、健康で豊かな老後の生活の充実と外出機会の拡大を図るため、公共交通機関の一つであるバスを無料で利用できる敬老バス乗車証交付事業を実施しております。高齢者、障害者の足として、長年定着してきたこの事業は多くの高齢者等に利用され、29年度で2,878人、65%の人が登録され、利用されております。本市における65歳以上の高齢化率は39.1%、ますます将来の高齢化率は上昇することが予想されます。運転免許の返納や高齢者、障害者の交通弱者に対する地域交通網の整備が急がれているところです。

本市としても、このことを踏まえ、地域公共交通網形成計画の作成を進めているところだと思えます。その中で敬老バス乗車証交付事業の有料化が検討されているところだと思えます。現状では、郊外の路線バスが利用しづらい、つまり近くに停留所がない、利用したい時間にバスが来ない等々でありあまり利用されていないと思えます。現在運行されているデマンドバスも必ずしも利用しやすい制度なのかも検討する必要があるのではないのでしょうか。農村部と市街地の交通アクセスに重点を置いた効率的で利用しやすい運行が必要です。地域との意見交流会の中でもこの敬老バス乗車事業についていろいろな意見が出ていると思えますが、低所得者、障害者などの方には一定の配慮も必要ではないのでしょうか。そういう利用者の声も聞きながら、現状での利便性の向上を考えていくべきではないのでしょうか。有料化することによってどの程度の利便性の向上が見込まれるのか、お伺いしたいと思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、路線バスの現状についてです。

本市の路線バスは、広い行政面積の中で分散した集落を結ぶ路線を有し、運行効率がよくないため、特に農村部では利用者が減少する中で、効率的で利便性が高い運行体制の構築が必要となっております。

また、地域公共交通網形成計画の策定に当たって実施した調査結果からは、中央地区で公共交通に関して困っていないという意見が多くを占める一方で、農村部の方からは、佐藤議員ただいまお話しのように、利用したい時間にバスがない、バス停までが遠いという意見も寄せられてきたところであります。

こうしたことから、農村部を運行する路線バスについては、川西・南沢線や武徳線と同様に予約により運行する予約運行型乗合バス、いわゆるデマンドバスを来年4月以降に上士別地区や多寄地区へ順次導入するほか、市内においては、東西回り線を一般客とスクールバスの混乗で通年運行することにより利用者の利便性向上を図ってまいります。また、交通事業者では、1日乗車券などの利用促進策も検討されており、全体として利用者が市内を周遊しやすい交通体系の構築を目指してまいります。

あわせて、運転免許証を返納した高齢運転者などへの支援として、敬老バス乗車証交付事業の対象年齢を現行の74歳から70歳に引き下げることで、登録者については2,878人からおおむね3,500人程度への増加が見込まれ、利用者、乗車数ともに大きな拡大につながるものと考えていますことから、これらの交通施策を持続可能な制度とするための財源確保策として敬老バスの一部有料化を検討しているところであります。

次に、利用者の声も聞きながら現状での利便性の向上を考えるべきというお話がございました。

敬老バスの有料化に伴う対象年齢の引き下げや、公共交通網の整備の計画については、庁内の公共交通支援策を所管する部署で構成するプロジェクトチームでの協議のほか、本年9月と11月に中央、上士別、多寄、温根別、朝日の5地域で開催したコンパクトなまちづくりや交通ネットワークに関する計画の策定における地域との意見交換会、公共交通活性化協議会での審議、さらには老人クラブ交流会に参加している31の老人クラブの会員を対象とした意見交換会において説明し、意見を求めてきたところでもあります。これらの中では敬老バスの有料化に反対するという意見は出されておらず、特に事業の対象者が大半を占める老人クラブの会員の方からはバス停の改善や郊外部へのデマンド運行、路線や運行時間の見直し等を望む声が多く、敬老バスを有料化したとしても公共交通網の充実を望んでいるものと感じてきたところであります。

しかしながら、これまで無料で実施していた敬老バスを有料化することで、利用者負担の増加に伴い、バスの利用を控えるなどの懸念もありますことから、低所得者、障害者などの方々への配慮も含めて利用しやすい料金の設定や手続など今後慎重に検討を進めるとともに、市民周知においても有料化の趣旨や目的、料金や運行方法等についてより丁寧な説明ときめ細やかな対応に努め、来年4月からの制度改正に向けた準備を鋭意進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 再質問をいたします。

有料化することによって、今までよりは利便性の向上につながると思うんですけども、具体的にバスの便を増やすだとか、小まめに停留所を設けるとかという計画は今のところあるのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

有料化によって利用される方々の利便性を高めるということの具体的な検討はただいましているところであります。これから組み上がっていくというところでありますけれども、まずバス停を設けるかどうかというのは、その地域の事情にもよりますけれども、デマンドカー、いわゆる予約バスということの一つの柱に据えておりますので、まずはそういったことと、そのデマンドバスの便数等のあり方についてもしっかりと考えていき、先ほどの佐藤議員のお話にございましたバス停まで遠いですとか、時間どおりに来ないといったような声をしっかりと受けとめながら、利用者の利便性の向上に努めていきたいと思っております。

また、これからもさまざまな方々の御意見を聞きながら、どういった交通体系が利用しやすいかというところをしっかりと捉まえて対応していきたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 最後の質問をいたします。透析患者への通院助成についてであります。

透析患者の多くは週2回から3回病院に通院しています。多くの患者さんは仕事につけず、障害者年金等を受給して生活しております。患者さんの実態を把握し、医療、福祉のニーズを明らかにしようと全国腎臓病協議会は5年ごとに血液透析患者の実態調査を行っております。全国の透析患者の2.3%に当たる7,191人が回答しております。患者本人が家計の中心だという人が48.7%で、過去1年間の世帯総収入は300万円以下が41.6%で、調査を重ねるごとに増加しております。また、対象者の80.2%が何らかの公的年金を受けております。仕事をしていない割合は66.3%でした。仕事をしたいと思っているが仕事につけない人が40.6%に上り、60歳未満の年齢では男性で70%以上、女性は40%以上でした。暮らし向きについては、非常に苦しい、やや苦しいと答えた人は合計で30%でしたが、60歳未満で見ると40%に上っております。腎臓は血液をろ過して、余分な水分や老廃物を除去し尿をつくる働きを持ちますが、それだけではなく、血圧の維持や体液の質を保ち、体のバランスを保っております。腎臓機能が低下してくると体内の老廃物を除去するために透析が必要になります。全国で32万5,000人が透析を行っております。透析を月3回行う人は97%でした。

本市では、下肢、体幹、視覚、腎臓及び呼吸器に障害があり、障害の程度が1級と2級の人と療育手帳の障害の程度がAである人及び特別障害者手当、障害児童福祉手当認定に対し、ハイヤーの基本料金が助成されております。1級及び手当認定者はハイヤー券48枚、2級及びA判定者は24枚の交付を受けることができます。これはあくまで障害者の外出支援であり透析患者の支援ではありませんが、透析患者の通院で見た場合、1級の人でも2カ月分、2級の人は1カ月分にすぎません。これではあまりにも少ない助成額です。多くの患者さんの願いは、ハイヤー券でなくてもバスの無料券でも補助してもらいたいと訴えております。特に農村部から市立病院に通院する場合、バス料金が半額になるとしても経済的に大きな負担になります。患者さんの平均年齢も69歳と高齢化し、自力で通院するのも困難な人もいるかもしれません。こ

れから冬を迎え、路面状況の悪い中、週2回、3回の通院はきついものがあると思います。あるクリニックでは患者さんを車で送迎しているというところもあるそうです。せめて農村部の患者さんなどの送迎は必要ではないでしょうか。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の11月1日現在で障害者手帳が交付済みの透析患者は52人、そのうち市立病院で透析を受けている方は50人、市外で受けている方が2人となっており、対象者のうち低所得者となる市民税非課税者は38人で、この方々は重度医療の適用もありますことから、医療費は無料となっています。

そこで、障害のある方への交通費の助成についてですが、障害者手帳を所持している方は公共交通の割引の適用があり、バスの利用については、土別軌道では障害者手帳を提示することにより半額で乗車できることになっています。

また、本市が行っている通院費の支援としては、要介護高齢者や重度の下肢、体幹、視力障害等のうち単身では病院受診ができないためヘルパーの介助が必要な方に対し、ハイヤーの基本料金で利用できる通院交通費の助成事業を行っているほか、福祉ハイヤー料金等助成などを行っているところです。

病院における透析患者の送迎については、透析治療に特化した市外の一部の病院や診療所において患者送迎を実施していることは承知しておりますが、医療機関における診療報酬の算定においては送迎サービスに係る費用については算入されていない状況です。現在市立病院での透析患者は、市内のほか剣淵町、和寒町も含め広範囲に居住されていることなどから、病院独自に患者送迎を実施するのは難しい状況にあり、透析患者で通院が著しく困難となった場合には入院による治療を実施している現状にあります。

ハイヤー料金の助成制度については平成27年度に支援策を拡大し、それまで下肢、体幹、呼吸器、視力1級・2級の障害者、療育手帳Aを対象としていたものから、腎臓機能障害1級の方を対象者に加え、さらに特別障害者手当、障害児福祉手当認定者に対し、ハイヤー助成券または車の燃料券のいずれかを選択できるようにし、ハイヤー料金の基本料金分のチケットを1級の方へは48枚分、2級の方、燃料券の方には24枚分助成しています。

腎臓機能障害を対象に加えた背景といたしましては、透析患者からの要望があったことや他市の実施状況として全道35市のうち19市が支援していたことなどがあり、透析後は体のバランスが崩れ、全身の脱力感、吐き気、頭痛、血圧低下などいわゆる不均衡症候群の症状が出てくる場合があることから、他の内部障害者に比べ通院等の外出に困難を伴っているものと判断し、実施したところです。

助成額については、今年度の道内の市でハイヤー助成を行っている30自治体の状況を見ますと、1級の方に対する助成についてはハイヤー基本料金の24枚分のチケット助成、金額では1万5,000円未満の自治体が3分の2となっています。中には本市よりも枚数が多かったり、単

価が高く設定されていたりと高額な支援を行っている自治体もありますが、本市が行っている重度の方への基本料金の48枚分、支給額で2万9,280円は他の自治体の中でも多い状況です。福祉ハイヤー助成の29年度の交付枚数に対する全体の利用率は56.3%となっているところ、透析患者については約8割が通院のための利用となっていますが、その利用率は51%となっており、全体の利用率と比べ低い状況となっています。

また、市立病院への通院時の交通手段は本人や御家族による自家用車での通院が8割となっていることから、多くの透析患者の方が通院時にハイヤーチケットを活用していない状況がうかがえます。広大な面積を有する本市において、障害のある方が地域の中で安心して暮らしていくためには、通院などの外出に伴う交通手段の確保は重要な課題であると認識しています。したがって、まずは既存の制度を十分に活用いただけるよう周知に努めるとともに、今後ニーズ調査なども検討する中、福祉ハイヤー助成を含めた障害のある方への外出支援のあり方について引き続き調査研究してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時56分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番 村上緑一議員。

○8番（村上緑一君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに（仮称）まちなか交流プラザについて伺います。

今、本市が進めている中心商店街の活性化と交流、交通の拠点として市内5丁目に施設を計画しています。そこで、今後、事業計画の中に新たな発想とアイデアを取り入れた施設になり、市民の交流の拠点となるとの思いの中、行政視察を行いました。かいつまんでお話をさせていただきます。

総務産業常任委員会の行政視察では、本市で考えている施設と同等の先進地を探し、視察を行いました。それは島根県安来市の2008年にオープンした安来市観光交流プラザアラエッサ♪ YASUGIです。そこは出会う・集う・憩うを演出する安来市の情報発信の拠点として建設され、JR安来駅に隣接した玄関口にあり、観光案内や特産品の販売、行政サービスコーナーやギャラリーといった市民の交流をあわせ持つ施設です。まさに本市が計画しているまちなか交流プラザの先進的な事例として機能や規模など参考になる施設です。

1階の多目的交流ゾーンでは、地元木材を使ったはりの見える吹き抜けの解放感のある場所

で、市内や山陰の観光情報の発信、57型インフォメーションシステムでは安来市の紹介を上映し、キャラクターあらエッサくんのフィギュアなども展示されていました。本市でも地元木材を使い、交流の中に木の安らぎを演出できたらすばらしいと思います。

また、レンタルボックスといった貸し出し用のボックスの中で、個人のPR品を展示、販売ができるボックスなどもあり、アイデアあふれたレンタルボックスでした。新たな施設の中でも商店街の商品、個人の展示、販売を含めたアイデアも魅力です。

2階のギャラリーは明るく、広い空間は多目的に利用ができ、作品を展示するステーションギャラリーや講演会、ミニコンサートなどもできる空間もありました。

この観光プラザはJR駅と隣接し、足立美術館シャトルバス乗り場、イエローバス乗り場、タクシー乗り場などもあり、公共交通機関を初め観光を含めた新たな交通の拠点と位置づけています。

このように、交流、交通、観光、行政の総合的な拠点は本市の施設に求められていると思います。今回の先進地での視察がまちなか交流プラザに反映され、さらには今後の計画の中に多くの市民のアイデアが取り入れられる環境を望みたいと思います。

次に、第2回定例会において真保護議員よりまちなか交流プラザの今後の展開についての質問に対しての答弁がありましたので、その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。

初めに、まちづくり会社の設立については、公共性と企業性の両面から第三セクターを想定するとあり、商工会議所、商店組織、観光協会、行政のプロジェクトを10月末に会社設立に向け協議を進めるとありましたが、今回の定例会においてまちづくり会社延期の報告がありました。延期の理由と、その後のまちづくり会社の設立はいつになるのか、設立メンバーに変わりはないのかを含め伺います。

次に、会社をつくる財源であります。商工活性化支援事業、合併特例債事業、地域づくり交付金の財源とありますが、まちづくり会社の出資者はどのように考えておられるのか、また、一般事業者の出資を募る考えはないのか伺います。

今回、まちづくり会社の設立がおくれている状況については、北側を含めた隣接地買収の協議に時間を要しているとのことですが、その後の進捗状況を伺います。

また、計画では全体の敷地面積3,520平米としていますが、敷地の拡大はあるのか、整備計画にかかわる総事業費は約7億円を予定しているとありましたが、解体事業のアスベスト、PCB含有量によっては事業規模が増大するとありますが、その後の調査、進捗結果を伺い、今後の整備計画、解体工事など、計画どおりに進められるのかをお聞きします。

最後に、一番大事なのはまちなか交流プラザのコンセプトであります。

人口減少に伴い、中心商店街の閉店や廃業による空洞化が進み、中心街への人の流れが減少し、商店街の活力が失われてきています。市民の交流、交通の拠点、観光の発信ができる施設として、中心市街地への活性化につながるコンセプトの考えをお聞きし、質問を終わります。

(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

初めに、安来市観光交流プラザの視察を交えての御質問でございます。

現在本市では、（仮称）まちなか交流プラザの整備に係る基本計画を策定中であり、コンサル会社の事業期間は本年12月28日までとなっており、まちなかプロジェクトを民間、庁内それぞれで設置し、施設の規模、まちづくり会社の設立、プラザ内機能としての観光案内、特産品の販売、公共交通の結節、市民憩いの場などについて検討を進めています。

これまでに、施設の規模としては800平方メートル程度、第三セクターとするまちづくり会社の設立に向けた出資団体、役員等の検討、プラザの機能として、観光案内については本市の観光施設、体験メニュー、サフォークラムを中心とするレストラン情報やイベント案内に加え、1市3町の広域による着地型観光の拠点施設も兼ねたものとする、特産品の販売については、羊と雲の丘や市内商店とのすみ分けをする中で、土別らしい農産物、加工品などを販売するアンテナショップ、先日、土別商工会議所の主催により、農・商・工連携事業として開催された土別産牛肉料理コンテストなどの目的でもある土別産の農畜産物を活用した調理販売メニュー提供や今後の起業に向けたチャレンジショップなどについて検討しています。

また、市内循環バスやタクシー、旭川や札幌に向かう道北バスや高速バスの利用者待合としての機能や利用者がのんびりくつろげる空間など、多様な機能をあわせ持つフリースペースなどについても協議しています。

今後、現在協議中の基本計画をベースとした基本設計の策定において、多くの関係者から意見を聴取し、本市の実情や将来を見据えた上で他地域、他施設のよいところを参考としながら進めてまいります。

次に、まちづくり会社の設立時期についてですが、まちなかプロジェクト及び基本計画策定業務の受託業者と検討を進める中で、会社の設立を本年10月に予定していたところですが、既存施設のアスベスト、PCB除去を含む解体や新設する施設の機能や事業内容の検討及び収支見込みなど、旧両デパートの北側の一部を整備予定地を含める協議などに時間を要していることから、当初の予定でありました10月の設立を延期したところです。今後、会社の設立については早急に協議を進め、今年度内に方向性をお示しできるよう、会議所、観光協会、商店街組織と鋭意協議を進めてまいります。

次に、まちづくり会社設立に向けた出資者についてであります。現在、関係団体のうち法人格を有する商工会議所と2つの商店街組織及び市を予定しております。御質問の一般事業者の出資につきましては、今後まちなかプロジェクトにおいて検討することといたします。

次に、事業面積についてですが、拠点となるビルの北側については現在交渉を行っているところであり、最終的には今後設立されるまちづくり会社と地権者の用地売買契約となっており、全体面積の確定には至っていません。

また、全体事業費につきましては、アスベスト、PCB調査及びビルの解体設計が完了して

おり、アスベスト、PCBが含まれていることが判明したことに加え、各階の天井が落ちるなどビル内の損傷が激しいことから、アスベスト等の除去工事と解体工事を一括で行うこととし、アスベスト等除去及び解体工事費を2億2,400万円と設計し、全体事業費についてはおおむね8億5,000万円を想定しています。

最後に、交流プラザのコンセプトについてであります。食と体験観光による土別ブランドの創出、中心市街地の価値を高める拠点とまちに人を送るハブ機能、広域による着地型観光の拠点窓口を中心に検討をしています。

今後におきましても、長期的な視点を持ち、商業者、農業者の連携が図られ、市民にとっても来訪される方々にとっても魅力ある施設となるよう、関係する方々との議論を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○8番（村上緑一君）（登壇） 次の質問ですが、子供の問題行動・不登校調査について伺います。

文部科学省の調査によると、全国の国公私立の小中高特別支援学校が2017年度に認知したいじめ件数は、前年度比28.2%増の41万4,378件と過去最多となりました。道内も前年度比55.9%増の1万3,023件で初めて1万件を超えており、いじめの認知度が最多となっています。その中でも小学校が前年度比77.6%と急増し、いじめの認知を押し上げています。不登校は、小学生が15.1%増、中学生は5.6%増と、いじめの認知、不登校ともに増えているのがうかがえます。

いじめの内容は、冷やかしからかい、悪口や脅かし、文句、嫌なことを言われるなどが62.3%を占め、パソコンや携帯電話などで誹謗、中傷、嫌なことをされるは高校で17.5%に上がり、過去最多になりました。ネット上の会員制交流サイト、SNSによるいじめが広がりを増しています。こうしたことから、いじめが複雑化になり、いじめの把握が困難になっています。

今回の調査は軽微なものも含め初期段階から認知したとありますが、毎年調査でもいじめ、不登校は確実に増えてきています。特に小学校のいじめ認知度が高い理由についての考えと、今回の調査を踏まえて教育委員会では教育現場をどのように把握されているのかを伺い、少子化による学校廃統合の影響についての考えと、今取り組んでいる学校の廃統合により子供たちが新しい学校になれるための取り組みについて説明を求めます。

次に、本市でも問題行動、不登校の調査について、いじめの認知、不登校の増減を3年間でお示しをいただき、調査を踏まえた現状の考えを伺います。

次に、いじめの複雑化への対応と対策であります。

本市も初期段階からいじめを認知し、担任一人で抱え込むのではなく、職員が組織的に対応ができているのか、いじめ不登校の対応・対策について伺います。

最後に、道徳教育では、児童・生徒が生命を大切に作る心や他人を思いやる心を養い、善悪

の判断など模範意識などの道徳性を身につけるための道徳教育が始まりました。他人を思いやる心を持つことにより、子供たちのいじめが少しでもなくなっほしいと思います。本市の道徳教育の必要性の考えと取り組みについて伺い、答弁を求めます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法によるいじめの定義は、ほかの児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと示されていました。

その後、27年8月に文部科学省からいじめの認知に関する考え方として、アンケート等の中で何らかの訴えがあった場合、その全貌を把握することなく、あるいは直接いじめという表現が用いられなくとも、児童・生徒が嫌な思いや苦痛を感じている場合はいじめとして認知することとの通知があり、解釈が変更されました。全国的にいじめの低年齢化が問題視されている状況もありますが、いじめに対する考え方の変更のもとに実施されたアンケート結果の分析では、嫌な思いを感じたことがあると回答した児童が多くおり、これらがいじめとして認知されたことからその割合が高くなったものと考えています。

次に、本市におけるいじめ等の認知状況についてです。

いじめの認知件数については、27年度は小学校がゼロ件、中学校が1件、28年度は小学校が5件、中学校が3件、29年度は小学校が3件、中学校が4件でした。また、不登校の件数は、27年度は小学校が5件、中学校が19件、28年度は小学校が4件、中学校が16件、29年度は小学校が3件、中学校が16件となっています。

次に、学校統廃合の影響によるいじめの発生についてのお尋ねがありました。

本市では25年度以降、下士別小学校、武徳小学校、中多寄小学校、温根別中学校、中士別小学校の5校を統廃合しましたが、このことが原因となったいじめや不登校は発生していません。今年度末には士別西小学校を士別小学校、士別南小学校へそれぞれ統廃合しますが、統合先の学校との交流学習や学校間での児童の様子や家庭の状況などについての情報交換を実施し、教職員とともに子供たちの相互理解と交流がさらに深まるよう取り組みを進めているところであり、引き続き児童が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者も含め、不安解消に努めてまいります。

いじめや不登校にかかわって、各学校においては担任はもとより生徒指導部や校内に設置しているいじめ防止等対策委員会により全校体制で課題解決に取り組んでいます。また、課題に応じ、適応指導教室ウィズや心の教室相談員、青少年相談員、道教委のスクールカウンセラーなど関係機関とも連携し、対応しているところです。

さらに、教育関係者の代表、学識経験者、関係行政機関の代表で組織する不登校・いじめ問題等対策連絡会において、懸念される事案についてケース会議などを実施し、対応に当たっています。

こうした中、本年5月に改訂した士別市いじめ防止基本方針に基づき、今後も組織的な対応に取り組むとともに、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案なども含め、積極的な認知と未然防止に努めていく考えです。

最後に、道徳教育についてです。

道徳教育については、2020年からの学習指導要領等の改訂により、特別の教科として位置づけられた中、本年度から小学校で先行実施され、来年度からは中学校でも授業が開始されます。道徳ではこれまでいじめや人権にかかわることが数多く扱われていますが、自分を見つめ、ほかを思いやり、感性豊かな心を育てるとともに、人として必要な規範意識をしっかりと身につけさせること、家庭、地域、学校が協力して社会総がかりで、心身ともに健やかな徳のある人として育むことを目標に取り組んできました。

今後も、いじめに限らず、さまざまな課題を自分ごととして捉え、多面的、多角的に考えることや時には議論するなどの中で人としての社会性や規範意識をしっかりと学べる道徳教育の推進を目指し、新学習指導要領に合わせた教職員向けの研修会を実施するなど、一層の充実に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○8番（村上緑一君） 一つだけちょっと再質問させていただきます。

本当に今の全道的、全国的にもいじめ問題が不登校を含めて多いですけども、今回士別市の関連では、本当に昨年度と比べても人数的にも増えている状態があまり見受けられない状態で、その中でそういう取り組みが功を奏してるのか、また、いろいろな初期段階からの対応と今ありましたけれども、そういった取り組みも含めて、こういった形でこの数字にあらわれているのか、ちょっと感想を伺いたいんですけども。全道的に増えている中で士別市はそういう増えていないというか、一定の成果があらわれているように思うんですけども、ちょっと感想をお聞きしたいです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

数字の上でも、今、議員がおっしゃられるとおりでございます。この考え方については、多少主観的な考えも入るかと思いますが、やはり本市の中における学校の子供たちの数のバランスといいますか、小規模校は少し本当に人数が少ないわけでありますが、いわゆる本市でいう一定程度の規模の中においても、例えばクラスの定員が御承知のように1クラス40人が原則でありますけれども、ほとんどのクラスについてはその半分近くという状況、そういったことから、先生の目の届きぐあい、あるいは子供たちの余裕といいますか、そういったこともこれらのいじめ等のことにもかかわりがあるのかなと、こんなふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時58分散会）